

65歳以上の医療病床の入院時負担額の見直しについて

1 入院時負担額の見直しについて（平成30年4月以降）

厚労省通達（保発0630第3号 平成29年6月30日付）により、平成30年4月より医療病床に入院する患者の医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い方）の食費・居住費についても、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図るため負担が変更となります。

【現在：平成29年10月～平成30年3月まで】

所得区分（一般の場合）	食費（1食）	居住費
一般：医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の方）	460円	370円/日
医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い方）	360円	200円/日
指定難病の方	260円	0円/日



【見直し後：平成30年4月以降】

所得区分（一般の場合）	食費（1食）	居住費
医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の方）	460円	370円/日
<u>医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い方）</u>	<u>460円</u>	<u>370円/日</u>
指定難病の方	260円	0円/日

- ・医療区分ⅡⅢ：健康保険法施行規則第62条3第4号で厚生労働大臣が定める者
- ・指定難病の方：難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者

◎低所得者（市町村民税非課税者）の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることにより、負担が軽減されます。

【65歳以上70歳未満：平成30年4月以降】

所得区分（低所得者の場合）	食費（1食）	居住費
医療区分Ⅰ（ⅡⅢ以外の方）	210円	370円/日
<u>医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い方）</u> <u>で（入院90日まで/年）</u>	210円	<u>370円/日</u>
<u>医療区分ⅡⅢ（医療の必要性の高い方）</u> <u>で（入院91日以上/年）※</u>	160円	<u>370円/日</u>
指定難病の方（入院90日以内/年）	210円	0円/日
指定難病の方（入院91日以上/年）	160円	0円/日

※申請した月以前の過去1年間での日数

2 実施対象期間

平成30年4月入院から